

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 若柳地区

宮城県沖地震(連動型)の場合

金成地区

若柳地区

志波姫地区

登米市

○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(宮城県沖地震(連動型))において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。
 ○地震の発生仕方によっては、被害の状況がこれより大きくなり、小さくなる場合があります。
 ○宮城県沖地震(連動型)は、1793年に宮城県沖の広い範囲で発生したと考えられ、次の宮城県沖地震でも起きる可能性があると考えられています。マグニチュード 8 を想定しています。

地域の危険度マップとは

■地域の危険度マップ
 地域の危険度マップは、地図による建築物(木造)被害を、その被害の程度に応じてランク分けした上で、地図に表示したものです。具体的には、「揺れやすさマップ」で示した震度の揺れとなった場合に、地盤の液状化(※1)の影響を含めて、今後(※2)程度の被害を受けると想定される建築物(木造)の割合を、「危険度」としています。

○地震による死亡・ケガの原因は何？
 阪神大震災での死者のうちの約8割は地震直後の家具、建物による圧死といわれています。

○皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

阪神・淡路大震災の死亡原因
 ※1: 震中・震源大宮県沖(約100km) 1995年1月17日
 ※2: 震中・震源大宮県沖(約100km) 2011年3月11日

建物の耐震化が重要です。

■木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に立てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を開けたとき、柱と柱との間に著しい縦長の三角形の隙間がある。
- ドアあるいは窓の錠付けが悪く、錠具の間隔が変形のために思うように開かない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が凄まって感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のついたしるあり)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が壊れている。
- モルタル壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

家具の地震対策も重要です。

■家具の対策

住宅の全壊を免れ、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新潟県中越地震においても負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- ◆固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- ◆食器等の収納物が飛散することのないように、扉の開閉を止める器具を取り付ける。
- ◆紙皿や食器を取る場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ◆いきなり地震が起きたときの避難経路の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ◆大きい家具は滑りやすい塩ビや畳の上には置かない。
- ◆家具の中では、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- ◆窓引けの窓枠やウォークインクローゼットの設置等の住宅のリフォームを行う。
- ◆ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

家具や家電製品の地震対策
 ※1: 震中・震源大宮県沖(約100km) 2011年3月11日

ブロック塀や石積の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石積の構造は、高さ、鉄筋の配置※、必要な控え壁、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(※ ブロック塀のみに適用される基準)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。個々の工物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石積の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

凡例
 木造建築物の全半壊率

- 0～3%
- 3～5%
- 5～7%
- 7～10%
- 10～20%
- 20～30%
- 30%以上

※このマップにおいて、市の境界部等、計算上、色の差が生じている箇所があります。

「問い合わせ先」
 栗原市 建設部 建築住宅課
 TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313



この地図は、国土院院長の承認を得て、両院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平10地認第3号(2007))